

合併特例区協議会のとりくみ

平成21年度 第6回 富合町合併特例区協議会

開催日：9月17日（木） 場所：富合総合支所 大会議室

1.「富合地区老人憩いの家」改修方針素案について

○改修方針素案について、保健福祉課より説明

富合校区老人クラブ会員へのアンケート、老人クラブ連合会と嘱託員会からの意見書を参考に、今後、高齢者に愛され、親しまれる施設として、また富合校区以外の高齢者からも利用されるよう次の基本方針に基づき改修実施予定です。

※改修方針素案

- ・「安全で安心して憩うことの出来る施設」への転換
- ・高齢者や障害者に「優しく利用しやすい施設」への転換
- ・高齢者のニーズを捉えた施設への転換
雨漏り、耐震調査、火災報知器、スプリンクラー、フローリングの広間、ソファ・椅子の設置、駐車場、軽運動・カラオケ・囲碁・将棋の娯楽設備 など

■協議事項

・高齢者（60歳以上）以外の利用について。

○30年前と状況が変わっている。改修後利用者は増加するのか。

・周辺施設のPR活動が必要である。（雁回山登山口、木原不動尊、六殿神社など）

○この素案は、富合地区の意見をもとに、総合支所案として策定したものです。今後、この案に沿って、本庁高齢介護福祉課が財政課など関係各課と協議して事業計画を立て、進められることになります。

○平成22年度で改修工事設計、調査業務委託費の予算を計上し、改修工事の設計書の作成。平成23年度に予算の計上と改修工事に着手する計画です。

2.集落内開発について

熊本市は平成22年3月に植木町・城南町と合併し、平成24年4月を目指す「政令指定都市」移行を目指しています。政令指定都市になると都市計画法の規定により、都市計画区域については線引き（「市街化区域」と「市街化調整区域」）が必須となります。

※線引きへの不安に対する熊本市の対応について、熊本市都市計画課より説明

①集落内開発制度の導入

市街化調整区域内の規制を緩和する政策として、「集落内開発制度」を平成22年4月に導入する予定です。（富合地区は、政令指定都市移行後の導入を予定。）

②集落内開発制度導入のイメージ

現在、市街化調整区域で建築できるものに加え、指定された集落区域内で制限を緩和。

⇒指定集落内においては、誰でも住宅等を建築することが可能になります。

【建築可能となる用途の例】

- ・戸建住宅
- ・店舗併用住宅…（小規模コンビニ・理容店・飲食店など）
- ・ファミリー向け共同住宅…（共同住宅を建築可能とし、若い世代の居住を促進）
- ・日用品販売店舗…（通常規模のコンビニ・小規模なスーパーなど）

③富合地区の集落の現状を事前に調査します。

富合地区の上下水道などの公共施設の状況や集落の状況（病院、学校区、郵便局など）と土地利用の現状を調査します。